

## 鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」推進要綱

### (目的)

第1条 本市が四国で随一の「スタートアップが集まるまち・生まれるまち」を目指し、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた取り組みをすすめるにあたり、市がスタートアップの活動を認定及び支援することにより、スタートアップフレンドリーな環境を構築することを目的とする。

### (認定要件)

第2条 次の各号のいずれにも該当するスタートアップ企業を対象とする。

- (1) 日本国内の非上場企業であり、設立から10年未満であること。
- (2) 革新的な技術やビジネスモデルを通じて、挑戦し続ける企業であること。
- (3) 鳴門市内に事業所を設置していること。
- (4) 鳴門市が抱える地域課題解決に貢献できる、又は鳴門市の地域資源を活用したビジネスであること。
- (5) 鳴門市のスタートアップコミュニティ活性化のために貢献する意欲があること。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 公序良俗に違反していないこと。
- (8) 反社会的団体及びその関係者に該当しないこと。

### (認定申請)

第3条 認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」認定申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、以下の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業所の取得、借上げ、利用等に関する書類
- (2) 法人事業者にあつては、会社概要、会社定款及び登記簿謄本
- (3) 直近の3事業年度の財務諸表
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 鳴門市サテライトオフィス等誘致支援事業補助金を申請する申請事業者においては、前項各号に規定する添付書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項の添付書類のうち、特に必要がないと認めるものについては、その提出を省略させることができる。

### (認定審査及び通知)

第4条 市長は、第3条の申請を受理したときは、認定要件や制度の趣旨を満たしているかの審査を行い、鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」として認定することの可否を

決定する。

- 2 市長は、審査の結果、鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」として認定することを決定したときは、当該申請事業者に対し、鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」審査結果通知書（様式第2号）にて通知する。
- 3 市長は、審査の結果、鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」として認められないと判断したときは、申請事業者に対し、鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 市長は、申請事業者に対し、審査に必要な情報の聞き取りや資料の提出を求めることができる。

（認定の公表及び表示）

第5条 市長は、前条の規定により認定した場合は、認定事業者の名称や事業概要等について広く周知を図ることとし、以下の取り組みを行う。

- (1) 鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用許可
- (2) 市広報紙、市公式ウェブサイトやSNS等による周知広報
- (3) 市内関係者との交流促進支援
- (4) 市と連携する事業者による各種支援

2 ロゴマークの管理要領は、別に定める。

（認定期間及び再申請）

第6条 認定の有効期間は、認定日から3年間とする。

- 2 認定期間満了後、再度認定を希望する事業者は、認定期間満了日の3営業日前までに、第3条の規定に基づき申請するものとする。

（認定内容の変更）

第7条 認定された事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」認定内容変更届出書（様式第4号）により速やかに市長に変更の届出を行わなければならない。

- (1) 鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」認定申請書（様式第1号）に記載されている内容に変更（軽微な変更を除く。）があったとき。
- (2) その他認定内容に関わる重大な変更をしたとき。

（認定の取り消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定要件に適合しないと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定辞退の申し出があったとき。
- (4) 社会的に重大な問題を起こしたとき。
- (5) その他、市長が特に認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該事業者に対して鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」認定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(事務処理)

第9条 この要綱に関する事務は、鳴門市産業振興部商工政策課において所掌する。

附 則

この要綱は、令和7年1月30日から施行する。